

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会(第7回)

議事録(案)

1. 日時:平成14年9月24日(火)10:00~12:00
2. 場所:中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室
3. 出席者:
尾身幸次科学技術政策担当大臣
【委員】井村裕夫会長、桑原洋会長代理、相澤英孝委員、荒井寿光委員、新井賢一委員、浮川和宣委員、江崎正啓委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、廣瀬全孝委員、松重和美委員、山本貴史委員
【内閣官房】久貝卓内閣参事官
【経済産業省】岩田悟志 大臣官房審議官、南孝一 特許庁技術調査課長
【文部科学省】坂田東一 大臣官房審議官、小田公彦 大臣官房政策課長
【事務局】
(内閣府)永松審議官、高倉参事官
4. 議題:
 - 知的財産基本法(案)骨子について
 - 関係府省における取組みについて
 - 今後の検討の進め方について

5. 議事要旨

●知的財産基本法(案)骨子について

会長

ただいまから第7回知的財産戦略専門調査会を始めます。

前回の中間まとめをとりまとめた後で様々な動きがある。中でも知的財産基本法について、現在検討が進められているので、本日は、まず、それについて御報告いただきたい。その後、各省の取組み、それから、本専門調査会における今後の審議の進め方等について御意見をいただければありがたい。

まず、事務局から資料の確認を。

事務局

(資料確認)

会長

最初の議題。知的財産基本法(案)の骨子について、内閣官房に設置された知的財産基本法準備室から説明を。

内閣官房

(資料1、2に沿って説明)

会長

では、今の御説明について、何か御質問を。

責務に関して御質問したい。資料では、国、地方公共団体、大学、事業者となっているが、今日出席の皆様もある意味で専門家であり、弁護士を含めて学識経験者などは、この責務の中の事業者等に入るのか。

内閣官房

学識経験者、あるいは知財に関する専門家については、この責務の中では特にそういう方々を念頭に置いて、その責任を明確にはしていない。むしろ、ここでは、知財の創造、保護、活用を担う、それから、それに関する施策を推進するという意味での国、そしてそれに準ずるものとしての地方公共団体の責務を明確にするのが目的。

それから知財の創造という点では、この7月に発表された知的財産戦略大綱は、大学を大変重視している。従って、この大学に、知財創造、あるいは企業への円滑な研究成果の移転という意味での責務があるので、そういう意味で大学の責務をここで書いている。

最終的には、知財立国ということになると、産み出された知財が有効に活用され、それによって国府を富ますことになるが、それは基本的には企業の責任であるので企業を明示的に書いている。もちろん、研究者の皆様や弁護士の方々にもそれぞれの責務はあると思うが、知財基本法で書くよりは、むしろ、それは一般的な責務の中で、知財についてもそれぞれお力を貸していただければと考えている。

そうすると、専門家それぞれに責務があるので、もう書かなくも当然であるという感じですね。わかりました。

この中では「大学等」という表現がされていて、それについて活発な活動をしていかなければならないというのはきちんと盛り込まれている。この専門調査会の中でも表現として使った公的研究機関、最近では独立行政法人という形になっているが、それは「大学等」という表現の中に入っているのか、それとも、別途考えられているのか。

内閣官房

当然、公的研究機関等独立行政法人も入っているという認識。ここではやや骨子で丸めて書いているが、この中に入ってくるようにしていきたい。

それは「大学等」という表現の中に入っていると考えてよろしいか。

内閣官房

そうです。

ありがとうございました。

会長

非常に複雑ですね。大学や国立研究機関はまだ残っているし、独立行政法人、それから、将来変わるだろうが、現時点ではまだ特殊法人の研究機関、財団法人の研究機関等いろいろたくさんある。法律のときにはどうなるのか、「大学等」になるのか。

内閣官房

今、法制局ともそこは相談しているが、やはり「大学等」となるかと思う。それで、ここの骨子でも、一応そういうものをまとめて言うときには「大学等」という形で整理している。ただ、大学の責務のところの2ページから3ページにかけて、五の(三)で、「大学等の責務等」と書いているが、その中の②で、むしろ研究者の自主性の尊重、あるいは他の大学における研究の特性に配慮という点については、これはむしろ大学だけを書いている。ほかは「大学等」と整理した。

この総則のところでは、知的財産は国として、新しいルールに基づいて速やかに対処しなければいけないということが随分強調されていて非常によい。これを読むと同時に、その知的財産を生み出す環境の整備にも資するという性格もあると思う。この2つの関係、環境の整備とそのルールの整備、これは各々少し違った側面で相互に影響し合う。それをスピードを持って対処するということは大変よろしいが、この基本法案がルールを決めることに中心に置くのか、それともそのルールと環境の間のダイナミックな関係を国としてきちんと分析をし、各々の責務を明らかにする、またはあるべき施策を出すという非常に能動的な目的も持っているのか。知的財産戦略会議ではなく、準備委員会の中では随分両者について議論したと思う。戦略会議ではどういう議論をされて、この知的財産基本法になったのかを言っていたらとわかりやすい。

内閣官房

まず、知的財産戦略会議でも非常に短期集中的に検討され、早急に知財戦略を推進するための基本法、及びこの法律の中にある知財推進体制の要である戦略本部を設置せよということだったで、それを受けて、この法律の性格として、短期集中的にやっつけようというのは基本的な考え。一方で、では何をやるかということになると、それはここの施策にもあるが、知財の創造、あるいは保護、活用を促進するための環境づくりだし、その環境整備の中にルールをつくるということも入ってくるのではないかと思う。ただ、その中身によっては、すぐにやれと言われても、なかなか難しいものもあるかもしれないが、いずれにしても、短期集中的にこれを実施するという精神で、ルールを含めた環境の整備をやろうというのがこの法案の基本的な考え。

この中でポストゲノムについては、ゲノムとか再生医療のルールをさらに検討していくというのは大変結構だと思う。しかし、私も申し上げたように、この領域は一つ決めても5年以上続くのかどうかというと、ルールそのものが新しい環境でかなり変わっていく。それに合わせて、パブリック・アクセプタンスも含めて、かなり迅速に対応することが必要で、逆に狭く固定してしまうと、かえって縛ってしまうことが心配だ。そのため、特にITとナノテクノロジーとバイオテクノロジー、こういったものにまたがる分野、そこにおけるルールづくり、環境整備は非常に重要になってくる。つまり、知をつくって、それを活用する土台をつくるということが非常に重要だと思う。そういうことがこの基本法の中に盛り込まれていると推察するが、ここの文面の中でもそのようなスピリットが生かされると大変よろしいと思う。

今のお話にも関係するが、ライフサイエンスやバイオは非常に大事な分野と思う。資料2の1ページの三の(一)、知的財産の定義だが、やはりマテリアルとかいろいろ新しいものが出てくる。そういう科学技術等の進歩とともに出てくるものが含まれるように、条文をつくる際には、ぜひできるだけ広くなるように書いていただきたい。

その関連で、5ページの⑦新分野における知的財産の保護等について、ここは審査手続の改善その他必要な施策を講ずるとなっているが、今のポストゲノムや再生医療は、審査手続の問題だけではなく、ルールを法律でつくるとかいろいろなことが必要だと思うので、もう少し法改正を含め、

必要な対応を迅速にやっていく、あるいは柔軟にやっていくという感じを出していただいたほうがいいのではないか。

別件だが、資料1の2ページの第四章の知財戦略計画の3つ目の「○」のところに「戦略計画の達成状況を調査し、その結果を公表、必要な見直しを行う」とあるものの、資料2にはこれがないが、ぜひ達成状況の調査、あるいは公表、さらに必要な見直しは条文化する際には入れていただきたい。

会長

再生医療はここに書き込んであるが、この専門調査会では、医療技術にどこまで特許権を認めるのかというあたりが問題になっており、そこはまだ、限界は明確にはなっていない。この点は戦略会議で検討されたのか。

内閣官房

先ほども御指摘があったバイオの分野だが、知財を推進する立場からは、諸外国におけるこの分野の権利の動き等もにらんでいるが、一方で、専門委員の方々からも御指摘があるように大変難しい問題も孕んでいる。そういう意味で、知財戦略会議で検討するのも、これからになるかと思う。

それから、先ほど御指摘がありました定義のところだが、確かに新しい動きもある。マテリアル等の話も聞いているので、できるだけ幅広い形でとらえていく方向で今、法制局と相談中。

2点ほど確認。まず2ページの知的財産権の定義、権利のほうの定義のところ、3行目に「及び法的保護がなされるべき権利」と付け足してあるが、ここの部分、もう少し御説明いただきたい。法的保護がなされるべき利益だということであればわかるが、「権利」とあえて使ったところの趣旨を少し御説明いただきたい。

もう一点、4ページの研究成果の移転の問題のところ、その出だしに「大学等において研究成果が適切に管理される」という部分がある。それとともに並列して書いている大学等における適切な管理の部分、これも大きな論点としてとらえておられるのではないかと思う。それは確認。

それからもう一つは、この同じパラグラフにおいて、研究成果の移転と、その後に出てくる技術の移転とある。この部分の使い分けについても、お教えいただきたい。

内閣官房

まず、知財の関係で定義のところ。知的財産権については、知的財産の内容を広くとって、それで、そのうち法律的に保護されるものを「権」という形と呼ぶ。例えば特許と発明のような関係で特許権を与えられる前のものも併せて保護するという、そういう関係で知財と知財権を整理している。

それから、法的保護がなされるべき権利という点だが、これはわれわれが念頭に置いているのは、裁判、判例等で認められた権利のこと。それから、これは利益なのか、権利なのかという御指摘については、法制的にもさらに詰めたいと思うが、知的財産権という形で整理しているので、こはむしろ「権利」と書いたほうが適切ではないかという整理をした。

それから、4ページの②の「大学等において研究成果が適切に管理」というところだが、これはまさにこのたび大学が知財の創造の中心になるという認識のもとに、これがきちんと大学において管理されると表現している。大学においても知財本部をつくる方向でいろんな試みがなされていると聞いているので、それをこのような言葉で表現している。

それから、研究成果と技術移転のところだが、ここの点については、実はもう少しその両者の表現ぶりを合わせるかどうかという点について、さらに検討したい。

小さなことだが、「国の責務」の②に、「事業意欲のある中小企業者に対し、特別の配慮」と書いてあるが、私のイメージでは、中小企業とは、すでに起業できているけど、規模が小さいもので、大きな企業との区別はどの辺なのかわからない。この辺は大学でのディスカバリーから新しい産業をつくる、産業創造という意味で使われているならば、従来型の中小企業という概念にもとづいて中小企業を育成するという言い方は変えたほうがいいのではないか。この辺はベンチャーという言葉にするのがいいかどうかわからないが、新事業とか新企業を起こすことに対する育成である。今までの中小企業という、いわゆるローテクでハードワーキングというイメージにならないほうがよい。

会長

それから、TLOについては法律では何も触れない。

大学等の知的財産をいかに有効に活用するかという中で、TLOは重要だと思うが、法律的に触れる必要があるかないのか、少し私にはわからないが。

内閣官房

御指摘の点、最初のほうから申し上げる。まず中小企業の関係だが、事業意欲のあるところにわれわれの意もあって、ベンチャーを外すという趣旨は全くなくて、むしろ起業の促進という観点からも知財が重要だし、またそのための国の責務もある。基本的には、ご指摘のようなことを含めてここに国の責務を書いていきたいと考えている。

それから業になる前、当然、個人も入ってくる。いわゆる中小企業がかわいそうだから、政策的に手厚くするという考えはここには入っていない。

それから2点目のTLOの位置づけだが、これは先ほども御指摘があったが、基本的施策、研究開発の推進の後に、研究成果の移転の促進がある。4ページの②は、そこで事業者へ円滑に成果が移転されるよう、その後、大学等からの技術移転事業の促進、その他必要な施策を講じるという形でここにTLOを位置づけていると御理解いただければと思う。

再生医療等については、産業構造審議会で詳細な検討をすることになっていると思いますが、確認をしておきたいと思います。

特許庁

まだ経済産業省の施策の御説明をしていないが、今御指摘の再生医療の件については、産業構造審議会知的財産政策部会の下に特許制度小委員会を先週18日に発足して、そちらの下にまた専門家からなる医療ワーキンググループを設けて、そこで検討することになっている。ここは先ほど複数の委員から御指摘があったように、法改正も含めて検討し、なおかつ技術の進展に応じた運用を行うために、審査基準等迅速な対応もできるような方向で検討していきたいと思っている。

会長

ありがとうございました。次の議題に入らねばならないので、この基本法についてはこの辺で終わるが、もし何かまた御意見、御希望があれば、この中で戦略会議に出ている委員もいるし、そういう人を通じていろいろまたご意見を出していただきたい。

●関係府省における取組みについて

会長

それでは、続いて、関係府省の取組みについて見ていきたい。

まず全体状況について事務局から説明をしてもらい、その上で、経済産業省、文部科学省の順

にそれぞれの取組み、検討状況について説明をしていただきたい。その後、質疑の時間を設けた
い。

事務局
(資料3について説明)

会長
それでは質問を。

些細な質問だが、それぞれの施策で、下に書いてある内数を足しても上の数にならないのはど
うしてか。これは主な予算ということか。

事務局
おっしゃるとおりで、小さい金額のものは省いているということです。

3点ほどお聞きしたい。1つは、大学関連の前回の当専門調査会の中間まとめや戦略大綱にも、
権利所得のための支援をするので予算措置とあったと思うが、それがどこに入っているのか。

2番目は、同じく中間まとめ、戦略大綱にも、権利化の迅速化で、特許庁審査官の大幅な増員と
あったと思うが、その辺の手当がどうなっているのかという点。最後、人材育成のところ、予算
の点では、学校における点ではかなり強調されているが、専門人材の育成のところ、大学、そ
れから専門職大学院、それからロースクール、その辺との関係が大分前回からうたわれていたが、
その辺は、逆にほとんど変わっていないが、その辺はどういう対応をされることで含まれているの
かを少しお聞きしたい。

会長
大学の問題は、後で文部科学省から説明してもらえますか。いずれ文科省からの報告の後でお
答えいただくことにしたい。

わかりました。

会長
今は特許の審査の問題だけを。

事務局
2点目の特許の迅速化の話。特に増員に絡む予算の計上がないのではないかとこの点は、特
許庁の来年度予算は大体1,000億円ぐらいだが、そのうちの264億円、特にアウトソーシングを中
心に2ページ目のところに260億円の計上がある。これとは別途、特許庁、これ以外に700数十億
円の予算があると思うが、ここではたまたま入っていないというだけであって、人件費の問題な
ので、別にしていないということではないかと思う。戦略会議等においても、動員の問題は別途検討
している。

それから3点目の専門家人材の育成については、必ずしも予算は計上されていなくても、今後、
弁理士会等々いろいろ知恵を出していきながら、私立大学において、こういったカリキュラムがい
いのではないかとこの検討は進めていきたいと思っている。

大臣

科研費を知的財産に入れるのならば、ほかの研究開発の競争的資金も入れないとおかしいのではないかと思う。それから、知的財産創出のための研究開発費の中に経済活性化のための研究開発プロジェクト新規が入っているが、一方で、例えば経済産業省のものは入っていない。考え方の整理をばらばらにしないで、やるのならきちんと全部統一的な考え方でやらないと私はおかしいのではないかと思う。もっと整理して、私は余り入れるのは賛成ではないが、科研費まで入れるなら全部を入れるべき。またそのようなことを言うのなら、科学技術関係費は知的財産の創造のための経費だということで3兆円ぐらい入ることになる。そこは全然考え方が整理されていない。そのようなものをこの基本法準備室で出すのはおかしい。もし、こういうふうに出すのなら、総合科学技術会議の事務局ときちんと協議をして、統一的な考え方でやってもらわなければならない。8,000億円という数字を知的財産の事務局の基本法準備室で出されるのでは、我々は少し困ると思う。だから、総合科学技術会議の事務局もきちんと整理して考え方を統一した上でこういう数字は出していただきたい。

会長

この点は確かにそのとおりになっている。少し検討をしていただきたい。

研究開発費が随分増えているが、これを特許として取得するための予算はどこで見ればよろしいのか。

事務局

先ほどの委員の第一の質問にも関連しているが、後ほど文部科学省からお答えがあるかもしれないが、ここで計上している競争的研究資金45億円のうち、例えば間接費用等で特許取得に使うお金をこれに充てることができるものとして実際に数字的に出ているのは、下から3行目の60億円とか、JSTの20億円。しかし、実はそれ以外に、研究開発資金のうちのかなりの部分が特許取得費用等に使うことは手続上はできる。むしろ、専門調査会としては、6月の中間まとめを受けて、積極的にそのようなお金が使えるようにするべきではないかという提言を出すことで対応できるのではないかと我々は考えている。

会長

もう1人ご発言いただいた後あと、経産省、文科省の報告をいただいた上でもう一度議論いただきたい。今の問題などはその辺に入ると思う。

これを拝見して、知的財産法の中で特許に関しては従来よりいろいろな制度があり、多くの予算が振り当てられてきたと思う。しかし、これからの時代は、マルチメディアやインターネット等で御存じのように、著作物、あるいは映画から始まり様々なコンテンツの利用が非常に大きな産業になってきつつある。もちろんハリウッドは代表だが、アメリカなどはそれについて非常に大きなものになっているし、我が国においても、そういう分野も大きな産業として育っていくべきだろうし、アジアを見ても、そのようなことがある。

しかしながら、この中では著作権関係についての予算が非常に少ないように、余りにもアンバランスのように感じる。これからのことを考えたら、そのようなことを御配慮いただければと思う。もう一方、大きな問題となっているのは、模倣品や海賊版等への対策。これは国内でも大きな問題だが、アジアの中では目を覆いたくなるような惨状が見受けられる。それらについても、国内だけではなく、何かそういうものが調査あるいは国際活動の中にあろうかと思うが、予算面からしたら、少しそういう面が見えないように感じる。経済産業省、財務省等々の予算化がされているが、私にはわからないが、法務省関係等についての予算とか、そういうものは関係ないのか。

会長

今の最後のところを。

事務局

これは先ほども御指摘あったように、それほど詰めて各省庁に発注したわけではないので、今後御指摘の点を含めて、各省庁に関連する予算をピックアップするときに考え方を整理した上で、このような予算について全部内閣官房に集めるようにしてとりまとめていきたいと思う。確かにこれに書いていない部分で、著作権の関係、法務省の関係は相当いろいろあるので、今回は各省庁が出していただいたものを、そのままとあえずまとめてつくったが、今後いろいろ改善をしていきたいと思う。

会長

では、まだいろいろあるかもしれないが、この後、経産省、それから文科省から御報告いただくので、それが済んだ後で、もう一度御議論をいただきたい。

それでは、経済産業省から。

経済産業省

(資料4について説明)

会長

では引き続き文部科学省からお願いします。

文部科学省

(資料5について説明)

会長

ありがとうございました。それでは両省の報告について質問、あるいは意見があったらお願いしたい。

質問はたくさんあるが、いくつかまとめてお話をさせていただく。経済産業省と文部科学省で海外出願の費用の補助制度がそれぞれあるが、それがどう違うのか、あるいは同じものなのかということについてお聞きしたい。それが1点目。

その1点目に関して、TLOの立場で言うと、資金がどこかから出てきた場合に、文部科学省の場合JSTと明記されてあるのでわかりやすいが、資金を受けて、それが補助金であったときに、大学あるいはTLOが権利を有することができるのかが非常に大きなポイントだと思っている。要するにお金を出したところが、海外出願に関しては権利を持っていくのであれば、バイ・ドールの精神に反するのではなからうかというのが1点目。そこについて、これから具体的に詰めていかれるところもあると思うが、両省についてお聞きしたい。

2点目は、経済産業省に対して細かい質問だが、資料の2ページのパソコン電子出願の利用促進で、1,200の大学に資料を送付ということのイメージがわからない。なぜそういう質問をするかというと、機関帰属が前提で議論されているので、1,200の大学や学部で電子出願の案内が行って、各先生や学部で電子出願を勝手にすると、機関帰属なので請求書は大学にくるということが起きやしないだろうか。そういう瑣末な疑問だが、そこについてどのようにお考えか。

3番目の質問。TLOの支援でいろいろお考えいただけるのは大変ありがたいことだが、TLOは、大学の外部にある場合、知的財産を、特許出願した権利を移転して、産業界にライセンスをするのが一般的。そのような場合に、例えば1件40万円の弁理士費用がかかった出願を1,000件移転すると4億円の費用がかかる。これに関して、これがすべて資産としてカウントされるので、ここは

税制の措置をとるか、あるいは私が以前申し上げたが、費用的なメリットがなければ余り意味がないのかもしれないが、信託というような扱いができないか。ここをお考えいただかないと、なかなかTLOの経営自体が厳しさは変わらないのではなからうかということについての質問。

4点目、これが最後。出願費用はどこから出なのかという素朴な疑問。多くの知的財産や特許は、プロジェクトが終わるころに出る。例えば3年間の予算がどこかの省庁から出たとしても、終わる段階で出願を、例えば研究費の中から内数として出願をされたとしても、御案内のとおり、いきなり国際出願するようなことはなかなか少ない。まず国内で出願して、その後に1年後にPCT出願を行った場合、各国移行は最初の出願から30か月、要するに2年半後に何千万円というお金がかかる。それをプロジェクトの例えば研究費から出すとすると、それを見込んで何百万円、何千万円をとっておく。ところが、実際には国際出願をしないことが起こった場合にはお金が余るという話が出るし、それをとってなければ、お金が一番かかるときに財源がないということが起こる。それも含めて、1番目の質問で、国際出願の費用は別途補助をとということなのかもしれないが、ここがなかなかクリアにならないと、研究者から見て、どう予算を使えばいいのかがなかなかわかりづらいのではないかと。

会長

今の問題点はかなり重要な問題をはらんでいると思う。というのは、知的財産を尊重しましょう、だから、特許も研究者の一つの業績として評価しましょうということになってきている。そうすると非常にたくさんの特許が出願される状況がある。しかし問題は費用であって、誰がどういう形で費用を分担するのか。実用化できて、あと利益を生み出しそうな特許と、そうでないものを誰がどう判定するのか。そのような非常に難しい問題にこれから直面すると思う。そういうことも考えながら、両省からお答えいただければありがたい。

経済産業省

経済産業省です。

まず、御質問にあった1点目と4点目、両方一緒になるかもしれないが、基本的に、いわゆる補助金の場合は、出願費用の補助金を出した場合、特許の権利だが、これは当然その出願を出された方に帰属する。そもそも補助金という制度は、いわゆる委託費などで扱いが違って、基本的に権利の帰属は相手にある。若干混乱するが、研究開発の補助と特許の出願費用の補助と、これは全く別ものと考えていただいたほうがいい。後者の出願費用の補助金をもらったからといって、特許の権利を国にくれということはありませんというのが一般的な解釈である。

それに関連して特許をどの段階で出すか。どの段階で出すかによって、その費用の補助のあり方は違う。研究開発の途上で出てくる特許については、補助金の申請を出す際に、特許の出願費用を補助金の項目の中に、計上することは可能で、例えば3年間の補助金の場合、(予算は単年度なので、3年間というのは必ずしも適当でないが)、2年目に特許を出す可能性があるときには、その年の研究開発費用に別項目として、費用、補助金を請求することが可能。

2つ目の問題は、研究開発が終わった後、補助金はもらったが、その後いろいろ自分で研究をして、それで特許を出せない。そのときに特許費用の補助はできるかということ、もともとの研究開発費用の中からは出るはずはない。したがって、例えば、特許の取得、出願費用のみについて補助金が出ないかというのが先ほどの予算要求で、先ほど中小企業向けの話をしたが、この場合には、特許取得枠を別に補助金で設けて、研究開発の補助と別に特許出願の補助をつくらうという試み。したがって、それは研究開発と出願時点が切れた場合を想定しているが、これは実は先ほどおっしゃったように、特許出願の選定など難しい話があるが、これはそのときに補助金として特許出願費用を出すときに、多分たくさん申請が出てくると思うが、実際には予算に限りがあるので、その中からいいものを選んでいくというプロセスの中で吸収をしていくということになると思う。その辺の具体的なスキームはまだ検討途上。

またパソコンの電子出願の話だが、これは一義的にパソコンで電子出願ができるやり方を知っていただく。併せて、ソフトが必要であれば請求してくださいという、一種のパンフレットを配るよう

な話と同じような話で、要するに操作法のガイダンスをきちんとやって、電子出願を促進するという意味。特許本体の権利関係についてはむしろ別の問題として考えていて、周知徹底してくださいという意味。

TLO、大学から資産を移転するので、その税制、あるいは……。

経済産業省

信託の議論については、この専門調査会で御議論があったのは承っている。信託についてどういう形が可能かはまだ検討を始めたばかりで、実際議論は全然できていない。当面、税制については我々の頭になかったが、信託の議論をしていく中でまた考えようと思っている。その点についてはこれからの議論になるので、御意見をいろいろいただければありがたい。

文部科学省

文部科学省ですが、両省のこの施策の違いについては、十分なすり合わせができているとはまだ言えないので、これからしっかりやりたい。

2つ目は、関連するが、我々としては、大学における研究成果を海外に特許出願する場合、出願者は今のところJSTを考えている。したがって権利はJSTになるが、ライセンスはTLOに全部やっていただきたいと思っている。したがって、TLOがライセンスをして成功すれば、TLOにもしかるべきリターンは当然あるわけで、リターンの中から、JST側が出願に要した費用を返していただければということ。権利の帰属はそういうことだが、あくまでTLOに実際の産業界のライセンスをやっていただくことで、TLOの基本的な業務に支障が出るようなことは避けたい。また別の言い方をすると、ライセンスは成功するか、失敗するかという場合があるから、失敗した場合はもちろん出願費用を返していただく必要はないので、そういう意味では、TLO側から見ればリスク回避のマネーになる。考え方としてはそういう考え方をとっているので、先ほど申し上げたとおり、より詳細な制度設計はJST側とTLO、あるいは我々も必要に応じて入ってしっかりつくりたい。

したがって、4番目の質問にもなるが、実際に出願するタイミングで費用がうまく確保できるかどうかという問題も含めて、これは制度設計の話になってくるので、そこも含めてしっかり相談したい。

会長

今年5月、G8と研究配分機関(Research Council 等)長の会議があつて、そこで特許の費用をどうするのかは少し議論になった。各国とも悩んでいる。全く何の援助もしない国がわりと多かったと思うが、海外特許だけは半分持っているという国とか、あるいは最初の出願は持たないけれども、継続のときだけは、継続するというのは、それだけ内容のいいものだろうから、それだけを持つとかいろいろなやり方をしている。だから、これから両省で少し検討していただいて、どういふふうを持つと、いい特許を国として確保できるのか。何もかも持ち出したら、これは果てがないから、いい方法をぜひ編み出していただきたい。

文部科学省

関連して、先ほど御質問があつたことにもお答えしていきたい。権利取得のためにどのような支援が具体的に来年度あるかだが、我々としては、この特許というか、技術移転支援センター、20億円もその一環だが、その前に大学の知財本部をしっかりとつくる。やはり個々の特許を出願するためのお金を支援することも大事かもしれないが、その前に、大学のポリシーとしてこういうものをしっかりと取り組んでいただく。そのための必要な環境整備をしっかりとすることがまず前提としてあるので、知財本部を数十の大学にぜひつくりたいと思っているが、これも権利取得のための支援の一環だと思っている。

それから、今はまだ国立大学だから、国有特許があるが、国有特許にかかわる予算は、今年度約3億円だが、来年度6億円の要求をしているし、先ほど間接費用から、こういう権利取得のため

にお金が使えらという話もあったが、それはそれとして利用いただければということで、今申し上げたようなことを全体として、来年度権利取得のための支援にしたい。

それから、先ほど経産省の資料の中に知財本部とTLOとの関係があった。これも非常に大事に関係で、我々としては、知財本部とTLOはしっかり両立するという前提で考えていきたいと思っている。もちろんTLOのない大学もある。ない大学にもし知財本部をつくる場合は、あるいはある大学と違った機能になるかもしれないが、それも各大学の実情に応じて知財本部の活動領域というか、そういうのも柔軟に考えていきたいと思っている。

それから人材育成関係で、法科大学院等の話も出たが、確かに専門職大学院をつくって、その中で知財関係、ビジネス関係、あるいは起業家関係、こういった問題について、しっかり教育をしていただくのは大変大事。だから、我々もこういう専門職大学院の設立、あるいは設立以降の授業内容については、この知財関係について高いレベルの人材が輩出されるように支援をしていきたいと思っている。それから、もっと前の段階、義務教育段階だが、新しい学習指導要領の中でも、中学校あるいは高等学校の中で、情報あるいはコンピュータ、そういったものをしっかり教育していただくということを義務化しているので、その中でも知財の意識を高めていきたいと思っている。そういう義務教育段階、あるいは高等学校の段階の教育でも、例えば弁理士会とのしっかりした協力のもとに進めるとか、そういう点についても配慮していきたいと思っている。

文部科学省にお尋ねしたい。科学研究費で生まれる発明に対して、出願にかかる費用を例えば間接経費等で支援できるような御説明が最初の資料3の御説明のときにもあったが、これは少し具体的イメージがわかりづらい。御説明をお願いしたい。例えば申請ベースなのかどうか、それから100%サポートなのかどうか。それから、後日国内出願から海外出願という展開があった場合に、先ほどのJSTを使うというような場合には権利の移管をやらないといけないのかもしれないし、将来的には大学の権利、機関帰属で海外出願するときに、JSTに権利帰属ということになれば、権利の移動が行われなければいけないので、その辺のスキームを御説明いただければと思う。

文部科学省

先生のお尋ねは大変大事な点でかなり具体的にわたる。だから、きちんとしたお答えが恐らくできないかと思うが、科研費で出てきた研究成果を出願する、これは間接経費の使い方として、それはしていただいて結構だと思っている。ただ、間接経費がついているのは科研費の中でも大所の研究費で、科研費全部ではないので、例えば特別推進研究とか、学術創成とか大所の研究種目にしかまだ予算的に手当ができていない。したがって、すべての科研費に間接経費があるわけではない。そういう点では100%要求を満たすことは現状では難しいのではないかと、思っている。

それから、JSTとの関係。先ほど申し上げたように、JSTが海外出願することを、科研費でサポートすることはもちろんできると思うが、今申し上げたように、とりあえず権利はJST側が持つことになると、そこで大学側との調整が出てくる可能性がある。これはどういうぐあいにするか。もちろん基本は大学側に不利にならないようにということ。簡単に言うと、JSTが豊かになっても仕方がないので、そここのところの関係はこれから新しい問題なので、今申し上げたように大学の機関帰属のポリシーが損なわれないようにどういう形にするか考えさせていただきたい。

今まで議論してきたのは、大学有、そういう組織有にしていく議論がされてきたと思うが、お金を出すからJSTを通す、だからJSTに権利を帰属させるという考え方はよくわからない。非常に大きな組織の場合、例えば会社でも各事業本部でいろいろな研究開発をしている。では、それをハンドリングする知的財産本部が権利まで持つのかといたら、これはとんでもない話になるだろう。中身についての評価、維持していくかどうか、そういうものについての評価は、各大学がきちんと行う。それとかけ離れたところでお金を持っているから、そこに権利を帰属させ、評価するという考え方は非常にちぐはぐな感じがする。だから、その辺の制度設計をきちんとやっていった方がいい

だろう。

それからTLOの役割りが不明確になってきている。TLOは何をするのだ、海外出願するときはJSTを通すのだと。そこを通したら、その権利帰属になる。何かちぐはぐな感じがする。

それからもう一点。この場で議論されていた重要なポイントとして、単年度予算では、知的財産あるいは特許の出願、あるいは維持というものが非常に難しくなるのではないかという議論がされたと思う。今、経済産業省や文部科学省からも一部それに関連するような御発言があったが、予算運用上どうもまだ明確でないところがある。これについても、ぜひいい制度構築をしていただきたい。

文部科学省

JSTの所有権の問題については、先生の御指摘を踏まえて、さらに検討したい。

経済産業省

知財の問題もそうだが、研究開発の予算の問題もずっとそういう御指摘をいただいている。これは正直申し上げると、我々も如何ともしがたいところがある。財務当局に一生懸命そういう働きかけを続けているという歴史がある。ただ、一部何か抜け道があるかもしれないと思っているのは、これはこういう場で申し上げるのはあれだが、我々で言うと、いろいろな機関が独立行政法人化をしていく中で、少し予算の弾力的な運用が少しずつできるような感触を得ている。もしそういう範囲で工夫ができることがあれば、それは我々主体的にやっていきたいと思っているが、全体として見ると、単年度主義の壁は非常に厚いというのが正直なところ。

会長

これは我々自身の課題でもあるが、なかなか難しい問題。

経済産業省の資料の8ページと文部科学省の資料の5ページと6ページ、両方足してみると必ずしもイメージが浮かばない。これは大学の先生、あるいは研究所の研究者から見て、どういう流れになるかがまだ十分整理されていないと思う。また今出ている関係でも、権利の流れ、お金の流れ、さらにまた人材、いろいろ目利き人材等と書いてあるが、従来でも既にアドバイザーや、流通促進など、両省で同じような名前のアドバイザーなどがたくさんあって、今度またここに新しい人が出てくると、ほとんどの人が理解できなくなると思う。これは5年間にわたって大学発の起業を増やすとか、ベンチャーを増やすとか、産学連携をやってくるといって、残念ながら、必ずしも十分成果を上げてきていない。だから今回は、両省ないし、こちらの総合科学技術会議で総合調整をしてもらって、大学の先生から見てわかりやすい、それから会社から見てわかりやすい仕組みにしていただかないと、同じ轍を踏むのではないかと思って少し心配。両省の資料も今回もばらばら出ているのに明らかなように、うまくいかない、現場はますます混乱が起きて権利が誰のものかもほとんどわからなくなる。結果として、せっかくのねらいの成果が上がらないというのは心配なので、ぜひうまくやっていただきたいというお願い。

会長

これは、次回ぐらいに一度、大学における知的財産の問題、TLO、あるいは産業界の移転も含めて議論をしておこうと考えている。だから、それまでに少し今日出た議論を踏まえて両省で検討していただきたい。これを拝見すると、かなりオーバーラップがあって、複雑になってしまっただうにもならなくなるのではないかという気もするから、もう少しすっきりした仕組みを考えていく必要があると思う。今日は時間がないから、次回の課題にさせていただきたい。

今、TLOと本部の関係の指摘があったが、ぜひそのときに、技術移転で企業側から見て権限が

どこにあるのかははっきりした形の組織体制を御検討いただきたい。そういう意味では大学内部の扱いがどうなるかよりは、企業側がどこと交渉していいのかをはっきりさせられる、そういう組織体制をぜひ御検討いただければと思う。

それからもう一つは、1つの研究テーマに対していろいろなルートから予算がつくような場合があると思う。それに対していろいろな知的財産に関するひもがついてくるとしたら、これは大変厄介なことになるので、1つの研究テーマに対しては、1つの予算ルートという管理を知的財産の運用を含めてしていただけるような仕組みが企業側としては非常にありがたい。

それから、この中でも議論されていたが、独立行政法人の法人帰属を進めていただきたい。そのために研究費に知的財産の予算がつくという御説明があったが、研究費は、個人の先生方に行くのか、知的財産本部なり大学なりがまとめて持てるものなのか。それによって法人帰属というところに対しての制約がならないような仕組みを御検討いただきたいと思う。

会長

これもきちんとしておかないといけない問題。次回の課題として検討いただくことにしたい。

要望ですが、文部科学省の資料の1ページの下に、人材育成で法科大学院における知的財産をはじめとするビジネス関連法分野の強化とありますが、知的財産制度は比較的新しい制度であるために研究者が非常に少ない状況です。したがって、研究者が少ないとなかなか十分な研究が行われません。将来にわたって法科大学院大学等において知的財産法の講座の拡充と、そこに置いてきちんとした研究者を養成することが必要です。若い方をきちんと育てないと、これからきちんとした法制度構築の議論ができないことにもなるので、講座を拡充するという点についてもぜひ御考慮いただきたいと思います。

会長

人材育成は次々回にできたら議論したいと思っているが、振興調整費で今年2部門ついた。東大と東工大。お金出すのは5年間。ただ、5年の間にきちんとした講座にしてほしい。5年経ったらやめますというものではなくて、それを呼び水にして大学はその分野を強化していただきたいというのが希望なので、ぜひ文部科学省からも大学にその旨を伝えていただきたい。

先ほどの知的財産基本法の中でも、特許などの知的財産権の権利付与の迅速化ということがあり、これは経済産業省に伺いたいですが、経済産業省のペーパーの4ページにも、迅速・確かな審査と出ている。ところで、現在特許庁の審査の状況を聞くと、審査請求があつて、滞りが数10万件、年間5万件ずつから増加をしているという状況にある。そういう状況にあるところで、そのような従来の出願形態がそのまま維持されて、かつ今度研究開発費の大幅な資金供与の増大とかで、大学の先生は特許出願が研究行政に即反映するようになってきて、そのほうの出願も増えてくる。それから、先端技術分野でも従来なかったような新しい分野での出願が増えている。こうなると、審査が果たして今の状態でもつかというのが私が一番懸念すること。今度産業構造審議会の特許制度小委員会ができるし、そこで議論もしていくものと思うが、現在言われているところをみると、よほど大幅な審査官の増員でもない限りは、これに対応していくことは困難だと思う。料金問題とか、いろんな点での改善の努力を特許庁がしていることは十分わかるが、それだけでは追いつかないような状況が生まれつつある。そこを何とかしないと、どんどんいい特許を生み出しましょう、どんどん出願しましょうと言っても、肝心の審査がそれに対応できないような状況が生まれつつあるのではないかと思う。先ほどの予算措置を見ても、審査の充実にそれほどの予算が組まれているようには思えないし、これは定員法の関係があるから、増員が非常に難しいという問題もあるかもしれないが、本当に真剣に経済産業省をはじめとして取り組んでいただかないと、せっかくこれだけ知財戦略で知的財産の強化、その活用という方向を目指していても、その

点から懸念すべき事態が起きかねない。その点について経済産業省はどのぐらい認識していて、どんな方向で努力されようと考えているのか御意見を伺わせていただきたい。

特許庁

今のお話は、特許庁への応援演説だと私は理解しているが、先ほどの予算の説明、それから増員の関係の御質問があったが、特許庁としても、限られた人員の中でできるだけ審査を迅速化するようにと、アウトソーシングをかなり拡充して処理能力を上げる努力をしている。併せて、そもそも審査官が足りないので、従前にも増して増員要求をしているが、我々もそれで決して満足しているわけではなく、関係当局に対して重ねて増員要求、要望を出していきたい。

それ以外に先ほど御紹介があった産業構造審議会では、特許庁もできるだけ努力をするが、出願人の皆様にも、ぜひ本当に必要なものを出願してくださいと要望している。そういった点を含めて、総合的な施策を構築して迅速な権利付与に資したいと思っている。

●今後の検討の進め方について

会長

まだまだあると思うが、少し予定の時間より遅れているので、次の議題に進ませていただいて、その中でまた御意見があれば伺うということにしたい。

今日、基本法のお話があった。これからこの法律案が決まると思うが、法律だから、大綱だけ。したがって、この専門調査会で細部にわたっていろんなことを決めておかないといけないのではないかと思う。そこで、これからのこの専門調査会をどのように運営したらいいかについて、まず事務局からできるだけ簡単に説明いただいて、御意見を伺うということにしたい。

事務局

(資料6について説明)

今、前の方が御発言したように、研究開発を促進する私達研究者はプレイヤー側。研究開発の仕組みをどうつくるかという課題と同時に、それをどのように迅速に審査し、国民又は国際的に納得できる審査・審判の制度をつくるという課題がある。こういう研究開発とその審査の仕組みという緊張関係をもったシステムの問題と考えて、審査問題を、研究開発の中の微調整というような形で扱わない態度が必要ではないか。このままだと、先ほど言った経済産業省と文部科学省が微調整したらというような話になってしまう気がする。特にライフサイエンスも含めて、ボトルネックは知的財産の判定が非常に遅いことであり、特許庁にここで文句を言っているわけではなく、しっかりやってくださいということだ。その仕組みの問題である。もう一つは、できた製品の安全審査。この2つは国がやらなければいけない。アウトソーシングとか、民間活用とか大学の研究者、いわゆる有識者に意見を聞いて、審議会でコメントというような従来型のものでなくて、システムとしてきちんとしたものをつくるのが非常に大事ではないか。これは国の在り方の問題だろう。今は、小さな政府、なるべく定員を削減するという方向にあるが、削減するものは削減してもよいが、必須のものは大幅に増やすという考え方になると思う。私は審査システムは大幅に増やしきちんと制度としてつくべきだと思う。それには定員をきちんとつけるべきである。そこについては国内からも国外からも、選手と審判が混ざっているという批判を受けたくないような仕組みを築くべきではないか。どこかにそのことを明確に入れていただければと思う。

会長

ほかにありますか。安全の問題は少しこれとは違うが、政府の問題としては非常に重要な問題。今、日本は安全評価とプレイヤーが一緒になっている。だから問題がいろいろ起こってくる。

審査の審判の促進の件だが、私もまさしくそのとおりだと思う。特許庁は非常に少ない人数でよくやっていると思うが、いかんせん、アメリカの審査官の3分1の人数で、アメリカより多い審査をこれからせよというのではいかにも限界があるし、やはり、それはこれから日本の国の方向を定めようというときに、過去の定員があるからというふうなこだわりを捨てて全く新しい方向で、50人や100人の増員ではなくて、大幅なきちんした世界にも誇れる審査体制を構築するような手当が必要かなと思う。ぜひその点の御検討もお願いします。

会長代理

基本法の中に知財の戦略本部の設置がうたわれているが、従来から、余りこの中身は議論されていないと私は理解していて、この基本法の中の文案を見る限りは、かなり上位の方々が出て、本部の事務機能が十分ではないのではないかと危惧する。今日も議論に出ていたように、全体の整合性を確保するという意味で、知財本部の担うべき役割を一度よくここで議論しておいたほうがいいのではないかと思うので、提案します。

会長

ありがとうございました。先ほどおっしゃったようなことも本部でないとできない。それから、政府は小さくあるべきだということは賛成だが、政府としてやらなければいけないところだけはきちんとやらないといけない。これは近代的な政府にならない。その辺の人員の再配分というか、こういう問題は相当高いレベルでやらないとなかなかできないので、そういう意味でも本部は重要だろうと思う。

2つあって、1つは産学官連携。これは既に出た権利の保有や帰属、こういう問題はやはりきちんと体系が整う必要があろう。その際、権利化の支援というところまでは出るが、すべてがサクセスストーリーとは限らないわけで、海外を含めて権利の確認とか権利の侵害をめぐる争い、こういうことについての権利の管理、これが支援なのか、誰が主体的にそれに対応するのか、こういう問題がまだ少し抜けているような気がする。

それからもう一点、先ほど特許庁からの御説明について。出願者におかれてもと、控えめにおっしゃったが、通常の企業に対してはそういう点で御協力いただいているはずだが、今後、大学にそれぞれ知的財産本部を設けると、ひょっとすると出願件数を争うというか、大学間の競争みたいな形に陥る。だから、ここにおいても、どういう形で質の高い発明をするのか。この辺のセレクトのノウハウというか、基準というのか、このあたりは少し詰めておく必要があるのではないかと思う。

会長

ありがとうございました。

予定の時間になったので、少しまとめにします。いろいろ御指摘いただいたが、次回は資料6にある「産学間連携における知的財産」という問題で、特に大学等の知的財産の取り扱い方、それから知的財産本部ができるが、それとTLOとの関係、権利の所属、いろいろな紛争の問題などを御指摘をいただいた。その辺をできるだけ整理して次回御議論をいただくことにしたい

次回は一応今のところ10月30日の午前を予定しているが、いずれまた、最終的な御報告をさせていただきます。その次は11月の予定だが、11月は先端技術分野における知的財産法、人材育成の問題ですが、それ以外にも審査機構の問題等も指摘されたので、そういった点も含めて御議論をいただく。それから、知的財産本部への要望事項というか、それが一回で全部できるかどうかかわからないが、そういうことでやらせていただきたい。

(第5回、第6回の議事録について確認。)
(本日の会議資料公開の確認。)

以上